

令和 8 年度練馬区ねりっこクラブ 運營業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 プロポーザル募集の目的

本プロポーザル募集は、「ねりっこクラブ」¹が小学校就学児童の育成支援を担う事業であり、有資格者である放課後児童支援員の配置を必要とする事業であることから、価格だけでなく育成支援の内容などを総合的に評価し、児童や保護者の視点に立った運営を安定的に提供できる事業者を選定することを目的に実施します。

2 ねりっこクラブ運營業務の体系

ねりっこクラブ運營業務は、以下の体系で構成されます。

- (1) ねりっこクラブの運営に係る基本的業務
- (2) 練馬区ねりっこクラブ条例（平成 27 年 6 月練馬区条例第 46 号）（以下、「条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき実施する「ねりっこ学童クラブに関する業務」
- (3) 条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき実施する「ねりっこひろばに関する業務」
- (4) 施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務
- (5) 区がねりっこクラブの実施に必要と認める業務

3 業務概要

(1) ねりっこクラブの運営に係る基本的業務

「放課後児童対策パッケージ」に基づき、「ねりっこ学童クラブ」および「ねりっこひろば」を同一小学校内で一体型として運営し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供します。

このために必要な基本業務は、別紙 1 - 1「ねりっこクラブの運営に係る基本的業務」に定めるとおりです。

受託事業者は関連法令、条例および区の通知・マニュアル等を遵守して業務を履行すること。

(2) ねりっこ学童クラブに関する業務

ねりっこ学童クラブは、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める「放課後児童健全育成事業」です。

本募集要領に示すほか、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する

¹ こども家庭庁と文部科学省が平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」および同プランを継承する「放課後児童対策パッケージ」に基づいて、放課後児童クラブ（ねりっこ学童クラブ）および放課後子供教室（ねりっこひろば）を同一小学校内で一体型として実施することによって、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供する事業をいう。

る条例（平成 27 年 3 月練馬区条例第 27 号）およびこども家庭庁が通知する「放課後児童クラブ運営指針」や練馬区の通知・マニュアル等に基づいて、児童の育成支援を行います。

開所日

日曜、休日²、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）を除く毎日

開所時間

別に定める要件を満たす場合を除き、施設に職員を配置すべき時間をいう。

保育時間

対象児童を保育し育成支援する時間をいう。

開所時間と保育時間の詳細は、下表のとおり。

区分		開所時間	保育時間	
			通常保育	延長保育
平日 (月～金曜)	授業日	午前 9 時 30 分から 午後 7 時まで	放課後から 午後 6 時まで	午後 6 時から午後 7 時まで
	休業日	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 6 時まで	午前 8 時から午前 9 時まで 午後 6 時から午後 7 時まで
土曜	授業日	午前 9 時から 午後 7 時まで	放課後から 午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで
	休業日	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 8 時から午前 9 時まで 午後 5 時から午後 7 時まで

その他

別紙 1 - 2「ねりっこ学童クラブに関する業務の細目」に定めるとおり。

(3) ねりっこひろばに関する業務

開所日

土曜および実施校の開校記念日ならびに都民の日（ただし実施校が授業を行う日を除く。）日曜、休日、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）を除く毎日。

実施時間

区分		実施時間
平日 (月～金曜)	授業日	放課後から午後 5 時まで
	休業日	午前 9 時から午後 5 時まで
土曜 授業日		放課後から午後 5 時まで

事業内容

練馬区ねりっこクラブ運営要綱（平成 27 年 10 月 28 日 練教こ字第 10113 号）第 3 条第 2 項および区の通知・研修等に基づき実施します。

² 本募集要領においては、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に定める休日をいう。

また、ねりっこひろばの開所日、実施時間においては、原則として開放事業³を併せて実施します。ただし、開放事業の実施については、年度ごとに区および実施校の学校応援団と協議して定めることとします。

その他

別紙 1 - 3 「ねりっこひろばに関する業務の細目」に定めるとおり。

(4) 施設、付属設備および物品の日常的な維持管理に関する業務

別紙 1 - 4 「施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務の細目」に定めるとおり。

(5) 区がねりっこクラブの実施に必要と認める業務

別紙 1 - 5 「区がねりっこクラブの実施に必要と認める業務の細目」に定めるとおり。

4 業務委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

5 職員の配置および資格要件等

別紙 1 - 6 「ねりっこクラブにおける職員配置および資格要件」に定めるとおり。

6 参加資格

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（以下「一都三県」という。）において、学童クラブや幼稚園等の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）または学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく施設もしくは事業を自ら運営、または受託事業として運営している者であって、9 の(3)募集説明会に参加し、本件の受託が決定した場合に、つぎに示す契約を締結し事業運営できる者。

(1) 開設準備委託

本プロポーザル募集により令和 9 年度の運営業務委託先に決定した事業者は、区との間で別途契約を締結し、令和 9 年 1 月から令和 9 年 3 月の期間に開設準備業務を行っていただきます。

ただし、令和 8 年度に再公募施設で実施する学童クラブおよびひろばの委託契約を現に受託している者が、当該施設の本業務委託を受託した場合を除きます。

(2) ねりっこプラスの実施

ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ねりっこひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供すること。

受託決定したねりっこ学童クラブの利用定員と在籍児童数との差分が 8 人以下となった

³ 校庭開放事業実施要綱（平成 23 年 5 月 23 日 練教生第 738 号）および図書館開放事業実施要綱（平成 23 年 5 月 23 日 練教生第 738 号）に定める開放事業をいいます。

時点で、別途単年度の契約を締結します。

事業概要および仕様書・仕様細目については参考 1 - 1 から 1 - 3 に定めるとおり。

(3) 障害児受入業務

ねりっこ学童クラブにおける心身に障害を有する児童等の受入業務については、別途単年度の契約を締結します。

仕様書については、参考 2 を参照すること。

7 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む。）法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

8 受託者を募集する施設

つぎに掲げる 4 施設。

練馬区早宮小ねりっこクラブ

練馬区石神井小ねりっこクラブ

練馬区大泉西小ねりっこクラブ

練馬区泉新小ねりっこクラブ

今回の募集に関して、各小学校、各ねりっこクラブ、各学校応援団など、関係機関への直接の連絡または訪問はご遠慮ください。また、近隣区民へも同様です。

各ねりっこクラブの案内図等は別紙 2「ねりっこクラブ概要」をご確認ください。

各ねりっこクラブ施設の詳細資料「ねりっこクラブ施設概要」は、子育て支援課窓口（練馬区役所本庁舎 11 階）で配布します。なお、募集説明会当日においても資料として配付します。

9 選定日程・説明会等

(1) 委託事業者募集から決定までの日程

募集要領の公表 質問受付開始	令和 8 年 7 月 1 日(水)
募集説明会申込締切	令和 8 年 7 月 7 日(火) 午後 5 時まで
募集説明会	令和 8 年 7 月 9 日(木) 午後 2 時から午後 3 時まで
施設見学会	令和 8 年 7 月 10 日(金) 令和 8 年 7 月 13 日(月) 詳細は をご確認ください。
質問受付締切	令和 8 年 7 月 14 日(火) 午後 5 時まで
応募書類の受付	・ 一部データ提出期間 令和 8 年 7 月 17 日(金)～ 7 月 23 日(木) ・ 書類(紙媒体)および CD-R または DVD-R(電子媒体)提出期間 令和 8 年 7 月 24 日(金)～ 7 月 31 日(金) 午前 9 時から午後 5 時まで (土曜・日曜を除く)
書類による一次審査、結果通知送付 二次審査開催通知送付	令和 8 年 8 月上旬～中旬
実地調査	令和 8 年 8 月中旬
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和 8 年 8 月下旬
選定結果通知送付(予定)	令和 8 年 10 月中旬

(2) 質問受付について

受付期間

令和 8 年 7 月 1 日(水)から 7 月 14 日(火) 午後 5 時まで

受付方法

次の Web フォームからご提出ください。電話での問い合わせはご遠慮ください。

URL : <https://logoform.jp/form/G2rU/1025398>

回答方法

応募予定事業者へ 7 月 16 日(木)以降に一括して電子メールで回答します。

(3) 募集説明会

- 本募集要領「6 参加資格」に記載のとおり募集説明会参加が本プロポーザル参加の必須条件となります。
- 募集説明会に不参加の団体からの提案は無効とします。
- 本プロポーザル参加をご検討の場合、【令和8年7月7日(火)午後5時】までに、次のWebフォームから募集説明会の参加申し込みを行ってください。

URL : <https://logoform.jp/form/G2rU/1607873>

開催日時

令和8年7月9日(木) 午後2時から午後3時まで

開催場所

練馬区役所本庁舎 20 階 交流会場

注意事項

区役所への来庁には公共交通機関をご利用ください。

(4) 施設見学会の実施（計2日間実施）

希望する事業者を対象に今回募集対象施設の見学会（任意）を行います。

事前の申し込みが必要です。9の(3)募集説明会に記載する募集説明会参加への申込Webフォームにて、別途施設見学会の参加希望について回答欄を設けますので、そちらからお申し込みください。

なお、参加申し込みがなかった施設については実施しません。

施設見学会1日目 7月10日(金)

施設名	見学時間	所在地
早宮小ねりっこクラブ	午前9時30分から 午前10時20分まで	練馬区早宮四丁目10番17号
石神井小ねりっこクラブ	午前11時30分から 午後0時20分まで	練馬区石神井台一丁目1番25号

施設見学会2日目 7月13日(月)

施設名	見学時間	所在地
大泉西小ねりっこクラブ	午前9時40分から 午前10時30分まで	練馬区西大泉四丁目25番1号 (大泉西小学校内) 練馬区西大泉四丁目25番2号 (練馬区立大泉西小ねりっこ学 童クラブ)
泉新小ねりっこクラブ	午前11時30分から 午後0時20分まで	練馬区三原台三丁目18番30号

早宮小ねりっこクラブは令和9年4月から、新設の学童クラブ室を使用するため、見学会の実施日は工事期間中となります。見学できる範囲に制限がある場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、既存の学童クラブ室および校舎内のひろば室は

見学いただけます。

各回とも、駐車場はありません。公共交通機関をご利用の上、お越しください。

参加者は、各回 1 事業者につき 2 名までとします。

施設内部においては写真等の撮影は不可とします。

上履きはお手数ですがご持参ください。

10 応募方法

(1) 財務関係書類の先行提出

別紙 3「練馬区ねりっこクラブ運営業務委託応募申請書類提出一覧」において「先行提出対象」と記載された書類については、以下により先行提出をしてください。

先行提出の受付期間

令和 8 年 7 月 17 日(金)～ 7 月 23 日(木)

先行提出の方法

次の Web フォームからご提出ください。電話での問い合わせはご遠慮ください。

URL : <https://logoform.jp/form/G2rU/1606896>

留意事項

先行提出後、本プロポーザル不参加とされることは差し支えありません。

先行提出なく、応募申請書類本体をご提出いただいても無効とさせていただきます。

(2) 応募申請書類本体の提出

別紙 3「練馬区ねりっこクラブ運営業務委託応募申請書類提出一覧」のとおりです。

提出書類は、別紙 4「提出書類内容について」に記載の内容をよく確認の上、作成してください。

提出書類の受付期間と受付時間の指定

区から先行提出を頂いた団体に対して連絡の上、以下の受付期間および受付時間内において、受付日時を個別に調整し指定します。

必ず指定された日時に応募申請書類を持参により提出してください。

■ 受付期間

令和 8 年 7 月 24 日(金)から 7 月 31 日(金)まで(土曜・日曜除く)

■ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

提出場所

練馬区教育委員会事務局こども家庭部 会議室(練馬区役所本庁舎 11 階)

提出方法

■ 紙媒体

別紙 3 に記載の部数、体裁を整え、応募書類を指定の日時に受付場所まで持参により提出してください。これ以外の方法は認めません。

■ CD-R または DVD-R（電子媒体）

別紙 3 の「応募書類」および「応募書類」の各データを CD-R または DVD-R に格納し、1 部提出してください。

提出する各様式のデータは、PDF 形式に加えてエクセルやワード等の元ファイル形式も格納してください。

なお、複数の施設に応募する場合は、フォルダ分け等によりどの施設の提出書類かわかるようにしたうえで、1 枚にまとめてご提出いただいて構いません。

(3) 追加書類の提出

区が必要と認めた場合は、追加資料の提出を依頼することがあります。

1 1 応募施設数・受託施設数について

(1) 応募できる施設数

本要領「8 受託者を募集する施設」に記載のねりっこクラブ 4 施設の中から複数の施設に応募することができるものとします。

(2) 受託できる施設数

上記において同一事業者が受託できる施設数は最大 2 施設までとします。ただし、再公募施設の運営業務を現に受託している事業者が、当該施設に応募して受託した場合、当該施設を除いて最大 2 施設まで受託できることとします。

1 2 選定の方法

(1) 受託候補者の選定

受託候補者は、区が設置する練馬区立学童クラブ等運営業務委託事業者選定委員会で、企画提案書およびその他必要な事項を審査して決定します。

(2) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

提出書類等に基づき、プレゼンテーションおよびヒアリングを行います。日程等の詳細は別途連絡します。プレゼンテーションでは、ねりっこクラブの運営責任者予定者にヒアリングも行うため、運営責任者予定者はプレゼンテーションに参加してください。

なお、応募多数の場合は、書類審査による一次審査を実施し、実地調査、二次審査に進む事業者を 10 者程度選定します。

(3) 実地調査

応募事業者が実施している学童クラブ等の運営状況について実地調査を行います。日程等の詳細は別途連絡します。

(4) 評価項目・評価基準

別紙 5「練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者選定評価項目・評価基準」のとお

り。

(5) 結果の通知

選定結果については、応募したすべての団体に文書で通知します。また、選定情報の公開については、別紙 6「運營業務委託事業者の募集・選定情報に係る情報公開基準」によります。審査内容、選定理由についての個別の問い合わせにはお答えできません。

1 3 開設準備委託

(1) 契約の締結

区と受託決定事業者とが準備委託業務内容について協議の上、区の令和 8 年度予算の範囲内において別途契約を締結します。

(2) 委託期間

令和 9 年 1 月 1 日(金)から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

(3) 運営責任者（予定者）、主任（予定者）の従事期間

本プロポーザル募集で受託者に決定した場合、当該施設の運営責任者（予定者）およびねりっこ学童クラブ主任（予定者）は、それぞれ以下の従事期間中、原則として準備委託業務に専従していただきます。

従事者	従事期間
運営責任者となる予定の職員（1 名）	令和 9 年 1 月から 令和 9 年 3 月
ねりっこ学童クラブ主任となる予定の職員（1 名）	令和 9 年 2 月から 令和 9 年 3 月
運營業務委託に従事予定のその他の職員	必要に応じて、順次追加配置

1 4 委託契約の締結

- (1) 委託業務の詳細な内容を決定後、受託候補者を委託事業者として、本件運營業務委託契約を締結します。
- (2) 区は、委託事業者から提出された応募時の企画書・予算計画書および契約締結までの間に示された見積書等に基づき、区と事業者で協議の上、区の予算の範囲内において委託料を定めます。委託料は概算払で支払い、年度末に精算します。
- (3) 委託事業者は委託料の執行にあたり、帳簿・領収書等の経理関係書類を適正に作成・管理することとします。
- (4) 税法の改正により消費税等の税率が変更され、当該契約において、変更後の消費税率が適用される場合には、改正以降における消費税および地方消費税相当額は、変更後の税率により計算します。
- (5) 委託契約の締結に合わせて、障害児受入等保育業務の契約を締結します。また、ねり

っこ学童クラブの利用定員と在籍児童数との差分が8人以下となった時点で、ねりっこプラスの契約を締結します。

1 5 再委託の禁止

本事業の全部または一部を再委託することはできません。ただし、区が承認した業務については、この限りではありません。

1 6 応募書類・審査に関する情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に関しては別紙6「運営業務委託事業者の募集・選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとします。

1 7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。区の所定の保存年限経過後に廃棄します。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。この場合、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者とすることができるものとします。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとします。
- (8) 本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

1 8 問合せ先

練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課事業係

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号

電話 03-5984-1078（直通、平日午前9時から午後5時まで）

FAX 03-5984-1220

E-mail KOSODATE23@city.nerima.tokyo.jp